第2章 地域の避難所となる学校施設の在り方

【本章の概要】

1. 地域の避難所となる学校施設に関する基本的な考え方

防災担当部局と連携し、想定避難者数や災害種別のリスクを十分に考慮の上、避難所となる学校施設の安全性や 必要な機能、円滑な運営方法、教育活動の早期再開を踏まえ整備することが重要

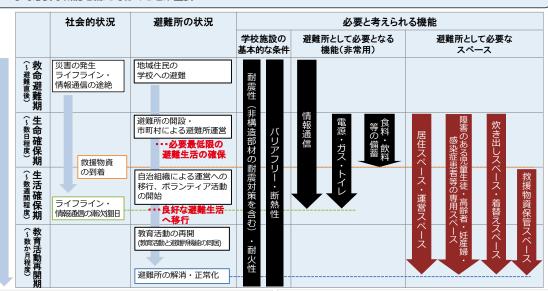
2. 災害発生から避難所の解消までのプロセス

災害発生から避難所の解消までの期間を、以下の4つの段階(フェーズ)に区分。 避難所として必要な機能は各段階で変化していくことに留意することが重要。

- ①救命避難期(発災直後から避難直後まで)
- ②生命確保期 (避難直後から救援物資が届き始めるまで)

3. 地域の避難所となる学校施設に必要な機能

- ・災害発生から避難所の解消までの期間を、4つの段階(フェーズ)に区分した上で、必要な機能を以下のとおり整理
- ・災害が発生してから、避難所として必要な施設・設備を整備するには困難が伴うことから、あらかじめ、避難所と して必要な機能を備えておくことが重要



耐震性・耐火性、バリアフリー、断熱性

* 学校施設としての基本的性能である、耐震性・耐火性、 バリアフリー、断熱性を向上させることは、避難所機能を強化 するためにも重要

情報通信

- * 救命避難期における災害情報の入手と校内への伝達のため、 防災行政無線の受信設備、停電対応の校内放送等を整備しておく
- * 役場等との連絡のため、相互通信可能な無線設備等を整備して おくことが重要

*想定される避難者数に応じた備蓄を、災害に対し安全な場所に 確保しておくことが重要

雷気・ガス

- * 照明やその他の機器の電源の確保のために、可搬式の発電機等 を備蓄しておくことが重要。また、自立運転可能な太陽光発電 設備を整備しておくことも望ましい。
- * 普段使用している熱源が使えなくなることを想定し、炊き出し などに必要な熱源をLPガスやカセットコンロなどにより確保 しておくことが重要

- *断水なども想定し、マンホールトイレや簡易トイレなど複数の 対策を組み合わせ、必要なトイレの数を確保することが重要
- *プールの水を、配管やポンプによりトイレやマンホールトイレ に流せるようにしておくことも有効

4. 避難所としての学校施設利用計画の策定

- ・教育活動の再開を見据えて開放する部分とそれ以外の部分を明確に区分
- ・避難者の居住スペースや避難所運営に必要なスペースを設定
- ・障害のある児童生徒、高齢者、妊産婦、感染症患者等の専用スペースを確保 🗍 した計画の策定が重要

5. 避難所となる学校施設の地域における役割

- ・地域のニーズに対応した学校施設整備はコミュニティの強化や防災力の強化につながる
- ・他の公共施設との間における避難所としての防災機能の分担は有効(備蓄の分散、施設に応じた要配慮者対応など)

6. 避難所となる学校施設の防災機能の整備と防災教育等との連携による地域防災力の向上 整備した施設を防災教育の実物大の教材として、また、継続的な避難訓練の場として活用

7. 特別支援学校における特有の留意点

バリアフリー化や多機能トイレ、医療機器のための非常用電源等が重要

学校設置者は、学校施設が地域の避難所となる場合には、以下の考えに基づき学校施設の整備を実施することが重要である。

1. 地域の避難所となる学校施設に関する基本的な考え方

地域の避難所となる学校施設の防災機能の整備に当たっては、早期に学校教育活動を再開させることを念頭に、想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ学校設置者と防災担当部局¹ との間でお互いの役割を明確にしながら、以下の4項目を踏まえて進めていくことが重要である。

①施設の安全性の確保

学校施設が災害時に地域の避難所としての役割を担うためには、まず、施設が安全であることが 大前提となる。このため、立地環境が自然災害に対して安全であるとともに、災害により重大な被 害が及ばないよう施設の耐震性、耐火性の確保及び天井等の非構造部材の耐震対策² など必要な安 全対策を講じることが重要である。

②避難所として必要な機能の確保

災害時に避難所となる学校施設では、被災した地域住民を受け入れるとともに、食事の提供、生活関連物資の配布、安否確認に関する情報交換等様々な活動が行われる。

このため、地域住民の受入れや避難所の運営に必要なスペースや備蓄等を確保するとともに、避難生活に必要となる情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう代替手段も含めた対策をあらかじめ講じておくことが重要である。

また、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の避難生活において特別な配慮が必要な方々のために 専用のスペースを可能な限り確保するとともに、平常時より学校施設としての基本的な条件である バリアフリー化や断熱化を進めておくことが重要である。

③避難所の円滑な運営方法の確立

避難所の運営を円滑に行うためには、あらかじめ、具体的な運営方法を定め、関係者の共通理解を得ることが不可欠である。このため、防災担当部局、学校設置者、学校、自主防災組織、地域住民等が互いに連携して地域防災に取り組む体制を構築し、避難所としての学校施設利用計画や実践的な運営マニュアルを作成するとともに、これらを関係者に周知しておくことが重要である。

④学校教育活動の早期再開

災害後の学校教育活動の早期再開は、地域が日常を取り戻し、災害からの復旧復興への第一歩となる。教育活動を早期に再開するためには、次に示す「災害発生から避難所の解消までのプロセス」を参考にしつつ、避難生活と教育活動が共存する際の対応について、学校施設利用計画に盛り込むとともに、教職員が教育活動再開に専念できる体制への移行等に関して、その運営方法を取り決めるなど、あらかじめ適切な対応を行うことが重要である。

¹ この章においては、地方公共団体において避難所対策を担当する部局を便宜的に防災担当部局と呼んでいる。

² 天井等の非構造部材の耐震対策については、「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために〜学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック〜」(平成 22 年 3 月文部科学省)を参照。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

また、天井等落下防止対策については、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」(平成25年8月文部科学省)を参照。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/08/1338394.htm

2. 災害発生から避難所の解消までのプロセス

災害発生から避難所の解消までのプロセスについては、「緊急提言³」において4つの段階(フェーズ)に区分し、各々の段階で必要となる防災機能を整理している。避難所として必要な機能は各段階で変化していくことから、これらのプロセスに留意して対策を検討することが重要である。特に、避難生活が長期化する場合には、避難者のQOL(生活の質)に十分配慮することが重要である。

①救命避難期(発災直後~避難直後4)

災害が発生した直後から児童生徒等や教職員、地域住民が緊急避難場所に避難するまでのフェーズである。

このフェーズでは、災害により停電となっても、災害に対する初期情報(震度、震源、津波の有無、 警報発令の有無等)を確実に入手して、円滑な避難行動を取るための対策が求められる。

②生命確保期(避難直後~数日程度4)

児童生徒等、教職員、地域住民が避難してきてから救援物資が届き始めるまで、又は救助されるまでのフェーズである。津波の場合には、緊急避難場所である周辺の高台等や校舎等の屋上等に避難してから救出されるまでの間も該当する。

このフェーズでは、必要最低限の避難生活を確保するための食料など物資の備蓄やトイレの対策、 災害情報の入手や救援要請のための情報通信設備などの対策が求められる。

③生活確保期(発災数日後~数週間程度4)

救援物資が届き始めてから、教育活動を再開するまでのフェーズであり、漸次インフラが復旧することが想定される。

このフェーズでは、避難活動に必要な最低限の機能に加え、居住スペースにおけるプライバシーの確保や骨スペースの確保など、より良好な避難生活を送るための対策が求められる。

④教育活動再開期(発災数週間後~数か月間程度4)

教育活動を再開してから、避難所が閉鎖されるまでのフェーズである。

東日本大震災では避難生活が長期化した学校が多かったことから、このフェーズでは、避難所機能が継続する中で教育活動を円滑に行うための対策が求められる。

3. 地域の避難所となる学校施設に必要な機能

ここでは、施設・設備などのハード面における対策にとどまらず、備蓄の内容や訓練などソフト面での対策も含めて示している。学校設置者においては、地域や学校の実態等を勘案しつつ、ハードとソフトを組み合わせた対策を検討し、実施することが重要である。

<救命避難期において特に重要な機能>

①施設の安全性

・災害発生時において、児童生徒等や教職員が安全に避難し、その後の避難所としての利用に資する ため、施設の耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策の実施や安全な避難経 路の確保により、災害による重大な被害が及ばないよう安全対策を講じることが重要である。

^{3 「}東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」(緊急提言)

⁴ ここに示した期間は、東日本大震災で避難所となった学校施設の状況の一例を示したものである。

②災害情報の入手や救援要請に必要な情報通信

(a) 災害情報の入手

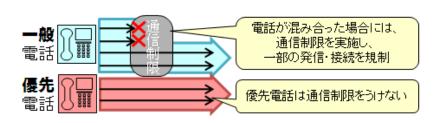
・救命避難期においては、災害に関する初期情報を的確に入手し、迅速な避難行動につなげるため、 防災行政無線の設備や携帯型ラジオを備えておくことが重要である。なお、携帯型ラジオは、手回 し充電式とすることも有効である。このほかにも、車載のラジオやカーナビ機器のテレビ機能の活用、 携帯電話のワンセグ機能など、停電時でも災害情報を入手するための複数の方法を確保しておくこ とが望ましい。

(b) 学校内の連絡

・救命避難期においては、入手した災害情報を児童生徒等や教職員に伝え、速やかな避難行動を 促すことができるよう、停電にも対応できる校内放送設備を整備しておくことが重要である。 また、校内放送が使えない場合を想定し、拡声器をいつでも取り出せる場所に備えておくなど 代替手段を講じておくことが重要である。

(c) 外部との通信

・救命避難期又は生命確保期においては、安否確認情報、被災状況の報告、救援要請、生活確保期においては、救援物資の要請、教育活動再開に向けた調整など、外部の行政機関との通信が必要となる。固定電話や携帯電話では災害発生時にはつながりにくくなることから、行政機関との相互通信が可能な防災行政無線や、災害時優先電話の設置が有効である。また、外部との通信手段として、MCA 無線⁶ や衛星電話の活用も有効である。これらの設備は、日頃の訓練により、災害発生時も円滑に使えるようにしておくことが重要である。



図表 2-2-1 災害時優先電話のイメージ (総務省 HP より)

③緊急避難場所又は避難所への進入

・学校に教職員がいない時間帯に災害が発生した場合にも、緊急避難場所又は避難所となる屋内運動場や校舎の屋上等に地域住民が円滑に避難できるよう進入方法をあらかじめ決めておくことが重要である。この場合、校門や出入口扉にパニックオープン機能を有する電気錠を導入することや、地震により開くキーボックスを設置することが有効である。なお、鍵つきのドアを設置する場合には、周辺の町内会に鍵の管理を依頼するなど、教職員の不在の際にも速やかに進入できるよう工夫することが重要である。

⁵ 災害時に通信が集中し通信制限を実施する場合においても、発信については通信制限を受けない固定電話。

⁶ マルチチャンネルアクセス無線の略称。相互通信や一斉発信が可能な業務用無線システムであり、災害時には地方公共団体が優先で通話することが可能。

く生命確保期及び生活確保期に特に重要となる機能>

④トイレ

- ・避難所となる学校施設では、多数の避難者のためのトイレ対策が最も重要な課題の一つである。既存のトイレの数では対応できない場合や一部のトイレが利用できなくなる場合なども考慮し、複数の対策を組み合わせ、必要なトイレ数を確保することが重要である。
- ・生命確保期においては、マンホールトイレの整備や、備蓄した簡易トイレや携帯トイレにより対応 することも有効である。簡易トイレや携帯トイレの使用に当たっては、断水で使用不能になったト イレブースを活用することも有効である。
- ・生活確保期以降においては、仮設トイレを設置することが多いことから、あらかじめ設置方法や設置するためのスペース、汚物処理・排水方法等も検討しておくことが重要である。

なお、仮設トイレについては、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、女性用トイレを多めに確保することが望ましい⁷。

近年は、洋式の仮設トイレも流通しているので、仮設トイレを手配する際は、利用者のニーズに合ったものを確保することが望ましい。

- ・避難所となる学校施設には、高齢者、障害者等の要配慮者の使用を想定し、避難者の居住スペース から近い場所に洋式トイレや多機能トイレ⁸を確保することが重要である。
- ・昼夜問わず安心して使用できるよう、ランタン、懐中電灯等による対応も含めトイレの照明を設置することが望ましい。(詳細は「⑤照明」を参照。)

また、防犯の観点から、トイレが死角とならないことが重要である。

⁷ 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針解説事例集(平成25年5月内閣府男女共同参画局)から引用

⁸ 車いすの利用者、オストメイト(人工こう門保有者・人工膀胱(ぼうこう)保有者)、乳幼児連れなどにも使いやすいトイレ。





携帯トイレ (イメージ)



簡易トイレ (イメージ)



仮設トイレ (イメージ)





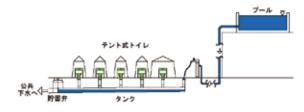






多機能トイレ (東京都北区立十条富士見中学校)

屋外に設置したマンホールトイレ (東京都北区十条富士見中学校)

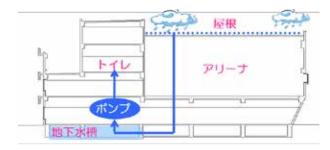


マンホールトイレのイメージ(江戸川区提供)

図表 2-2-2 トイレの種類と整備事例

- ・避難所となる学校施設のトイレは、災害による断水時の洗浄機能を確保するため、プールや雨水貯 留槽の水の利用を検討することが重要である。屋上プールがある場合は、トイレやマンホールトイ レに直接流せるように配管を整備しておき、災害時に切り替えて利用することが有効である。また、 可搬式のポンプを用意し、屋外プールの水をトイレの洗浄水に利用することも有効である。
- ・下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることもあることから、下水道 部局との協議により周辺下水道の耐震化を図ることや、汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対 策を併せて検討しておくことが望ましい。

■被災時を想定した洗浄水確保のための対応事例



図表 2-2-3 アリーナの屋根に降った雨をポンプでくみ上げ、 トイレの洗浄に利用(東京都江戸川区立松江小学校) (江戸川区提供)



屋上のプールからマンホールトイレに 水を流すために設けたバルブ (東京都北区立十条富士見中学校)

・下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることもあることから、下水道 部局との協議により周辺下水道の耐震化を図ることや、汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対 策を併せて検討しておくことが望ましい。

⑤照明

- ・避難所内が真っ暗になってしまうと、救命避難期の避難や避難所内の移動の際に危険である上、精神的にも心細くなってしまうことから、避難所となる学校施設は、停電時でも一定の照明を確保することが重要である。このため、蓄電機能付きの太陽光発電設備や自家用発電設備により照明用の電力を確保することが考えられる。(詳細は「⑦電力・ガス」を参照。)この場合、発電した電気で屋内照明を点灯させるため、配線を工夫することや可搬式発電機の取付口を設けておくことが望ましい。なお、省エネ型の照明器具は、非常時に電力供給量が不足する場合にも有効である。
- ・避難所の居住スペースでは、夜間に明るすぎて眠れないということがないよう、調光機能付き照明 とすることも有効である。



太陽光発電の自立運転時に 利用できるコンセント (東京都北区立王子小学校・王子桜中学校)



屋内運動場で電気を使えるように するための可搬式発電機取付口 (東京都北区立十条富士見中学校)



省エネのために設置した 屋内運動場の LED 照明 (東京都北区立十条富士見中学校)

・停電に備え、懐中電灯やランタン及び電池を備蓄しておくことが重要である。また、停電時にも避難所の場所を認識できるよう、投光器等の照明を備蓄しておくことも考えられる。

⑥避難者各自が行う情報通信

・避難者が電話や電子メール等で安否確認等を行うことができるよう、避難所の情報通信環境を整備することが重要である。

特に、生命確保期においては、携帯電話は回線のふくそうが発生しやすいことから、発信時に優先的に回線を利用できる特設公衆電話⁹を設置することが望ましい。

・また、電話よりも回線のふくそうが起こりにくい電子メール等のインターネット通信の利用が想定される。この場合に、基地局の通信容量も超過する場合もあることから、基地局を通さずにインターネット通信ができる無線 LAN のアクセスポイントを設置しておくことが有効である。



特設公衆電話取付端子 (東京都北区立十条富士見中学校) ※電話は備蓄倉庫等に保管して おき、避難所開設時に使用。



被災地における特設公衆電話 (宮城県石巻市立北上中学校) (NTT 東日本提供)



図表 2-2-4 無線 LAN のアクセス ポイント (イメージ)

・避難所は、被災者にとって情報収集・交換の場となることから、避難者の居住スペースとなる屋内 運動場等においてもテレビやインターネット環境の提供が可能になるよう、アンテナやコンセント 等を整備しておくことが望ましい。

なお、被災者等の持込み端末によるインターネット接続については、「教育分野における ICT 利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン(手引書)2013~実証事業3年間の成果をふまえて~ 小学校版(総務省)」が参考となる。

■被災者等の持ち込み端末によるインターネット接続 (教育分野における ICT 利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン(手引書) 2013 〜実証事業3年間の成果をふまえて〜 小学校版(平成25年総務省)抄)

災害時に被災者等が持ち込んだ端末を学校のインターネット環境で使う際に、平常時のネットワーク環境と容易に切り離すことができる仕組みを設けることで、児童の情報にアクセスできないようにすることができます。

⑦電力・ガス

避難生活には電力や熱源が必要となるが、災害により電力やガスの供給が止まる可能性が高いことから、それぞれ以下の対策を講じることが重要である。

・生命確保期以降、避難所の照明や携帯電話の充電等が必要となるため、可搬式又は据付け式の発電機と燃料を備蓄しておくことが重要である。また、民間会社等との協定により、移動式の自家発電設備を接続できるよう整備しておくことも有効である。



図表 2-2-5 可搬式発電機 (イメージ)

・燃料が劣化せず備蓄しやすいという特長がある LP ガス式やカセットボンべ式の発電機を確保することも有効である。また、据付け式の発電機を整備する場合は、平常時の利用やランニングコストも踏まえて検討することが望ましい。

⁹ 災害時の避難所での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、災害時に無料で利用できる公衆電話。

■非常用発電機の整備事例

(東京都足立区立西新井小学校、荒川区立汐入東小学校)

西新井小学校では、ガソリン式、カセットボンべ式の可搬型発電機を備蓄している。その理由は、 発電効率としてはガソリン式の方が優れているが、ガソリンを入手できない可能性があることから、 状況に合わせてより有効な手段を選択することができるようにするためである。

汐入東小学校では、校舎屋上に、軽油で発電する据付け式発電機を設置しており、停電時も備蓄の軽油 75 リットルにより、60kVA の出力で 2.5 時間運転できるようにしている。

- ・太陽光発電設備を整備する際には、停電時においても 自立運転でき、充電した電気を夜間にも使えるよう蓄 電機能を備えておくことが望ましい。
- ・生活確保期に入り、電力供給が復旧すると、冷暖房、 洗濯機、電気ポットなど様々な電気器具を使用するた め、必要なコンセント数や電気容量を確保することが 望ましい。
- ・避難所となる学校施設においては、暖かい飲食物や乳幼 児の粉ミルク等の提供のために、ガスによる熱源を確



自立運転可能な太陽光発電システム (東京都江戸川区立松江小学校)

保することも重要である。都市ガスの供給地域においては、ふだん使用しているガスコンロを LP ガスでも利用できるようにする変換器や、LP ガス設備を整備しておくことが望ましい。また、ガスの供給停止に備え、カセットコンロ及びカセットボンベを備蓄しておくことが重要である。



震災時にも炊き出しに利用した LP ガスのタンク(宮城県立石巻支援学校)



都市ガスエリアにおいても災害時には LP ガスを 使えるよう、LP ガス変換器の接続口を整備 (長岡市教育委員会提供)

⑧食料・飲料水(救援物資が到着するまで)

・避難所となる学校施設は、避難者の生命維持のため、 救援物資が届くまでの3日程度の食料を備蓄などにより確保することが重要である。また、災害時には断水 となる可能性が高いことから、ペットボトルによる備蓄、 耐震性貯水槽、プールの水の浄水装置などにより飲料 水を確保することが重要である。



地震発生時には濁った水が入ってこないように 受水槽のバルブを閉め、飲料水として使用 (東京都江戸川区立松江小学校)

⑨居住スペース

避難所となる学校施設においては、多くの避難者が良 好な環境で生活するための十分な広さの居住スペースを

確保することが重要である。(「4. 避難所としての学校施設利用計画の策定」を参照。)

また、災害により電力やガスの供給が止まり、温熱環境を確保することが難しくなるため、避難者の居住スペースについては、学校としての基本的な条件である屋内運動場等の断熱化¹⁰ など、以下の対策をあらかじめ講じることが重要である。

- ・夏場における暑さ対策として、屋根への遮熱塗料の塗布による遮熱や日よけのためのカーテンの設置など日射熱による室温上昇を防ぐとともに、通風を考慮した温度差換気¹¹ や電源を確保した上での扇風機の使用などの対策を講じることが重要である。また、窓を開放した際の虫よけ対策として網戸を設置することも有効である。
- ・冬場における寒さ対策として、内装木質化、畳やマット等の確保、 暖房機器及び毛布や寝袋等の防寒具の備蓄などの対策を講 じることが重要である。なお、畳やマット等については、固く



避難所となった屋内運動場(仙台市提供)

ない寝床で避難者が寝られるという観点からも重要である。また、外からの冷気等を防ぐために、 風除室を設置することも有効である。

・太陽熱で暖めた空気又は雪氷熱で冷やした空気を蓄電池を備えた太陽光発電設備により送風する空 調設備など再生可能エネルギーを活用した設備を整備することも有効である¹²。

⑩要配慮者への対応

- ・障害のある児童生徒等は一般の避難者と同じ空間で過ごすことが難しいため、あらかじめ、障害のある児童生徒等及びその家族のための専用スペースを確保しておくことが重要である。
- ・車いす利用者等の障害者や高齢者が避難所内を安全に移動できるよう、段差の解消、手すりの設置 など、学校施設としての基本的な条件であるバリアフリー化をあらかじめ進めておくことが重要で ある。(要配慮者向けのトイレについては、「④トイレ」を参照。)

¹⁰ 既存の屋内運動場の断熱化などエコ改修の検討に当たっては、「学校施設(体育館)のエコ改修の推進のために(平成24年3月国立教育政策研究所文教施設研究センター)」が参考となる。

¹¹ 温度差換気:床面から高い部分と低い部分における温度差を利用した自然換気である。また、既存の屋内運動場における温度差換気の検討に当たっては、「学校施設 (体育館)のエコ改修の推進のために(平成24年3月国立教育政策研究所文教施設研究センター)」が参考となる。

¹² 再生可能エネルギー設備の検討に当たっては、「再生可能エネルギー設備等の設置状況に関する調査結果について(文部科学省 平成 25 年 10 月 18 日報道発表)」及び「学校施設における再生可能エネルギー活用事例集~熱利用分野~(平成 26 年 2 月国立教育政策研究所文教施設研究センター)」が参考となる。

- ・高齢者、障害者、妊産婦等の避難生活において特別な配慮が必要な方々のために、専用スペースを 確保しておくことが重要である。この場合、床をじゅうたん敷きとすることや、個別の温度調整など、 きめ細やかな対応ができるよう配慮することが望ましい。
- ・乳幼児への授乳スペースを確保することが重要である。「男女共同参画の視点からの防災・復興の 取組指針(平成25年5月 内閣府男女共同参画局)」において、女性や乳幼児が早期に必要と思 われる代表的な物資が定められており、参考となる。

■物資の備蓄・調達・輸送等

(男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(平成25年5月 内閣府男女共同参画局)抄)

女性や乳幼児が早期に必要と思われる物資の代表的なものとしては、以下が考えられる。 用途に応じ、セットで備蓄、供給することが望ましい。

- ・生理用品(生理用ナプキン(長時間用もあるとよい)、サニタリーショーツ、清浄綿、おり ものシート、中身の見えないごみ袋)
- ・粉ミルク用品(粉ミルク、アレルギー用ミルク、乳幼児用飲料水、哺乳瓶、哺乳瓶用の消毒剤、 湯沸かし器具)
- ・離乳食用品(ベビーフード(アレルギー対応食を含む)、スプーン)
- ・紙おむつ用品(小児用紙おむつ、おしりふき、ごみ袋、乳幼児用着替え、ベビーバス)
- ・抱っこ紐
- ・授乳用ポンチョ
- 下着(いろいろなサイズ)
- ・多くの人が密集した場所で感染症が発生すると急速に広がりやすいことから、あらかじめ感染症患者専用のスペースを設けておくことが重要である。この場合、感染症患者専用のトイレも別途設けることが望ましい。

①備蓄スペース(救援物資が到着するまで)

- ・生命確保期を乗り切るためには、様々な物資を備蓄しておく必要があることから、物資の内容や量に応じて備蓄スペースを確保することが重要である。
- ・備蓄物資が水害により流されないよう、備蓄スペースは、想定される災害に対して安全な位置に配置することが重要である。また、発 災直後から必要となる物資は、避難者の居住スペースに近い位置に 配置することが望ましい。
- ・備蓄物資の量は、防災担当部局が算定する児童生徒等や教職員を含めた想定避難者数及び在宅避難者数に応じて確保することが重要である。地域によっては、庁舎等の備蓄倉庫からの供給やスーパーマーケット等との協定締結により、備蓄によらず必要な物資を確保できるようにすることも有効である。



避難スペースとなる2階に 設置した屋内運動場に隣接して 備蓄倉庫を確保 (東京都江戸川区立松江小学校)

⑫運営のためのスペース

・避難所の運営に当たる職員やボランティア等の執務スペースや打合せのスペースを確保するほか、 生活確保期からは、様々な救援物資が配送されてくることから、搬入、仕分、保管、配給のための スペースを確保することが重要である。(詳細は「4. 避難所としての学校施設利用計画の策定」を 参照。)

<生活確保期以降に特に重要となる機能>

13衛生

・生活確保期以降は、衛生的な環境の下で避難所生活が送れるよう、避難所をより清潔な環境に保つ ことが重要である。

このため、定期的に風呂やシャワーを使用することも考慮して、仮設風呂やシャワーを設置するスペースをあらかじめ検討しておくことが望ましい。また、避難者が定期的に洗濯や着替えをすることから、洗濯機置場や男女別の物干場、照明を付けるなど安全に配慮した更衣室を確保することが望ましい。

14プライバシー

・生活確保期以降は、家族ごとに一定のプライバシーを保てるよう、間仕切りを設けることが望ましい。 スペースに余裕がある場合は、避難所内にテントを設置することも有効である。この場合、寒さ対 策には一定の効果があるが、風通しが悪くなることに留意する必要がある。

15相談・交流等

- ・生活確保期以降は、被災者の生活再建等のための相談窓口を設置するスペースや、避難生活が長期 化した場合にも心身の健康を確保していくための喫茶、足湯、集会場等の交流の場の設置について 検討することが望ましい。
- ・避難生活が長期化する場合は、子供の学習スペースを確保することが望ましい。

16ペット同行避難者

・避難所にペット同行避難者を受け入れる場合は、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン (平成 25 年 6 月 環境省)」において以下のとおり示されており、参考となる。

■避難所におけるペット同行避難者の受け入れ (災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(平成25年6月 環境省)抄)

避難所の設置者や管理者は、飼い主がペットを連れて避難してくることを想定した対策を取っておくことが必要である。そのため、避難所を選定する際に、ペットの飼育場所や飼育管理のルールについても検討しておくと、避難所においてペットに起因した避難者の苦情やトラブルを回避できる。

避難所は、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人など様々な人が共同生活を送っている場所であるため、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮が必要である。

<教育活動再開期に重要となる工夫>

・教育活動を再開するために居住スペースを移ることは避難者への負担が大きいことから、避難所開 設当初より、避難所と教育機能とのゾーンや動線を分ける工夫をすることが重要である。(詳細は、 「4. 避難所としての学校施設利用計画の策定」を参照。)



図表 2-2-6 地域の避難所となる学校施設に必要な機能のまとめ(主なもの)